

【法改正による修正・正誤のお知らせ】

平成 19 年 7 月 26 日
 (株)住宅新報社
 法律・資格図書編集部
 TEL：03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、試験は、平成 19 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題されます。

ページ・位置		現行	改正後
P239	上から 3 行目	防衛庁，	削除
	上から 4 行目	合計 10 個	合計 11 個
	表内 内閣府/庁	防衛庁	削除
	表内 府・省/環境省の 下に追加	-	防衛省
P373	表内 要件/中核市	・面積 100 k m ² 以上（人口 50 万未満の場合）	削除 （面積要件は廃止された）
P393	上から 14 行目の 次に右を追加	さらに、議長または議員定数の 4 分の 1 以上の者が、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求したときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあった日から 20 日以内に臨時会を招集しなければなりません（法 101 条 2 項～ 4 項）。	
P398	上部の見出し 3 執行機関 の 上に右を追加	さらに、平成 18 年の改正により、議会は、議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができるようになりました（法 100 条の 2）。	
P399	上から 6・7 行目	その他の市では条例の定めるところにより 3 人または 2 人，町村では 2 人です。	その他の市および町村では 2 人です（法 195 条 2 項本文）。ただし、条例でその定数を増加できません（法 195 条 2 項ただし書）。

P400	上から 2 行目 ~ 9 行目までを右のように差し替える	<p>長の補助機関として、都道府県には 副知事(1)(法 161 条 1 項), 会計管理者(2)(法 168 条 1 項), 会計職員(法 171 条), その他の職員(法 172 条)が置かれます。</p> <p>市町村には, 副市町村長(1)(法 161 条 1 項), 会計管理者(2)(法 168 条 1 項), 会計職員(法 171 条), その他の職員(法 172 条)が置かれます。</p> <p>(1) 平成 18 年の改正で,副知事および副市町村長の定数は, 条例で定めることができることになりました(法 161 条 2 項)。</p> <p>(2) 会計管理者も平成 18 年の改正で設けられたものです。会計管理者は,補助機関である職員のうちから,普通地方公共団体の長が命じるものとされています(法 168 条 2 項)。</p>
------	------------------------------	--

【正 誤】 以下のような誤りがありましたので,ご訂正願います。誤りにつきまして, 謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置		誤	正
P457	下から 5 行目	商法により認められた	会社法により認められた
P462	まとめ file 内 1 行目	(商法上の会社は,	(会社法上の会社は,
P668	下から 9 行目	C に対して,	B に対して,